

千葉県報

定例
令和7年12月12日

第14101号

令和7年12月12日(金曜日)

千葉県報

<p>主 要 目 次</p> <p>公安委員会規則</p> <p>千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>告示</p> <p>県営土地改良事業計画の決定</p> <p>公 告</p> <p>土地区画整理審議会委員の補欠選挙に係る選挙人名簿の縦覧</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>土地区画整理組合の退任した理事の氏名及び住所</p> <p>特定調達公告</p>	<p>〇 入札公告</p> <p>公安委員会規則</p> <p>千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年12月12日</p> <p>千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子</p> <p>千葉県公安委員会規則第12号</p> <p>千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>千葉県道路交通法施行細則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条の3第1項第4号ア中「第13条第1項各号に掲げる」を「第13条第1項に規定する」に改める。</p> <p>第5条第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「前項の駐車許可証」を「第5項の駐車許可証の交付を受けた者」に改め、「問、」の次に「当該駐車許可証(前項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの)を」を加え、「場所に掲出」を「箇所に掲示」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。</p> <p>6 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定による掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。</p> <p>別記第4号様式の2中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。</p> <p>別記第4号様式の2の2中「第5条第8項」を「第5条第9項」に改める。</p> <p>別記第5号様式及び第5号様式の2を次のように改める。</p>
---	---

第5号様式(第9条の2)

※新規	※変更	※解任	※警署コード	※事業所コード
安全運転管理者に関する届出書				
千葉県公安委員会様				
①届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名				
千葉県 住所 (電話)				
安全運転管理者を 選任・解任 したので 届出記載事項(③・⑤・⑨・⑩)を変更 してお届けします。				
② 選任年月日	年 月 日			
③ 安全運転管理者氏名	(ふりがな)			
④ 資格	生年月日 年 月 日 (年齢)	1 運転の管理経験 2 公安委員会の認定 3 公安委員会の認定		
⑤ 職務上の地位	1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ()			
⑥ 安全運転管理者が運転免許を持っている場合	取得年月日	取得年月日	取得年月日	取得年月日
⑦ 安全運転管理者の勤務の態様	勤務 勤務所名 勤務上の地位	勤務 勤務所名 勤務上の地位	勤務 勤務所名 勤務上の地位	勤務 勤務所名 勤務上の地位
⑧ 安全運転管理者の略歴	勤務期間	勤務所名	勤務上の地位	
備考	1 ※印の欄は記入しないこと。 2 届出事項変更の場合は、①、③及び⑨の欄を記載の上、変更する届出事項欄をすべて記載すること。			

第5号様式の2(第9条の2)

※新規	※変更	※解任	※警署コード	※事業所コード	※副管コード
副安全運転管理者に関する届出書					
千葉県公安委員会様					
①届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名					
千葉県 住所 (電話)					
副安全運転管理者を 選任・解任 したので 届出記載事項(③・⑤・⑨・⑩)を変更 してお届けします。					
② 選任年月日	年 月 日				
③ 副安全運転管理者氏名	(ふりがな)				
④ 資格	生年月日 年 月 日 (年齢)	1 運転の管理経験 2 公安委員会の認定 3 公安委員会の認定			
⑤ 職務上の地位	1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ()				
⑥ 副安全運転管理者が運転免許を持っている場合	取得年月日	取得年月日	取得年月日	取得年月日	取得年月日
⑦ 副安全運転管理者の勤務の態様	勤務 勤務所名 勤務上の地位	勤務 勤務所名 勤務上の地位	勤務 勤務所名 勤務上の地位	勤務 勤務所名 勤務上の地位	勤務 勤務所名 勤務上の地位
⑧ 副安全運転管理者の略歴	勤務期間	勤務所名	勤務上の地位		
備考	1 ※印の欄は記入しないこと。 2 届出事項変更の場合は、①、③及び⑨の欄を記載の上、変更する届出事項欄をすべて記載すること。				

別記第 1 1 号様式の 3 を次のように改める。

第 1 1 号様式の 3 (第 1 9 条の 2 第 1 項)

運転経歴証明書交付等・再交付申請書
 運転経歴証明書記載事項等変更届出書

- 新規申請
- 再交付申請
- 記載変更

千葉県公安委員会 様

申請日	年 月 日	受付場所
フリガナ		手数料
氏名		
生年月日	年 月 日	電話番号
住所		

運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち 現に有するもの	運転経歴証明書	運転経歴情報記録個人番号カード
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち 手続終了後に有することを希望するもの	運転経歴証明書	運転経歴情報記録個人番号カード
運転経歴証明書の番号	年 月 日	公安委員会交付
運転経歴情報記録の番号	年 月 日	公安委員会記録
変更部分のみ記入	フリガナ	
新氏名		
新住所		
再交付申請理由	1 亡失	2 盗難
	3 推失	4 滅失
	5 汚損	6 破損
	7 記載・捺印変更	8 写真変更
	9 その他	

個人番号カードの効力	有効	無効
確認書類 ・住民票 ・個人番号カード ・表示変更証明書 ・在留カード ・その他 ()	変更内容	1 住所 2 氏名 3 氏・住 4 呼び名
免許証の番号	年 月 日	公安委員会交付
免許情報記録の番号	年 月 日	公安委員会記録
初回交付日交付番号	年 月 日	1 2 3
取消日	年 月 日	取消番号
		運転経歴情報記録個人番号カードの暗証番号

別記第 1 2 号様式を次のように改める。

第 1 2 号様式 (第 2 0 条第 1 項)

取消処分者講習受講申請書									
様									
フリガナ		生年月日	年 月 日	電話	()				
氏名		生年月日	年 月 日	電話	()				
本籍									
住所									
欠格期間満了の日	年 月 日	第一種	第二種						
取消前に取得して いた免許の種類	大 型	中 型	準 通	大 特	大 特				
交付公安委員会	公安委員会	希望する講習の車種	四 輪	二 輪	原 付				
		※講習日	年 月 日	※講習場所					
仮免許証の有無	有	無	仮免許証発行番号						
仮免許証交付公安委員会	公安委員会	※手数料							

- 備考
- 1 氏名、生年月日、本籍及び住所欄は、明瞭に楷書で記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 本講習の有効期間は、1 年間とする。

人名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧期間

令和七年十二月十三日から二十六日まで

二 縦覧場所

柏市若柴一六〇番地一

千葉県柏区画整理事務所

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月十八日 午前十時から

2 場所

野田市役所八階大会議室（野田市鶴奉七番地の一）

二 作成しようとする都市計画の案の種類

野田都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）、同法第七条第一項に規定する区域区分並びに同法第七条の二第一項第一号に規定する都市再開発の方針に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び市街地整備課並びに野田市建設局都市部都市計画課及び都市整備課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並

びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、野田市建設局都市部都市計画課又は都市整備課（郵便番号二七八一八五五〇 野田市鶴奉七番地の一）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び市街地整備課（電話〇四三（二二三）三五四一）並びに野田市建設局都市部都市計画課（電話〇四（七一二三）一一九三）及び都市整備課（電話〇四（七一二三）一六四七）

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月十七日 午前十時から

2 場所

流山市役所第二庁舎三階三〇一会議室及び三〇二会議室（流山市平和台一丁目一番地の一）

二 作成しようとする都市計画の案の種類

流山都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び流山市まちづくり推進部都市計画課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、流山市まちづくり推進部都市計画

課(郵便番号二七〇一〇一九二 流山市平和台一丁目一番地の二)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

- 2 申出期限
令和七年十二月二十六日

- 3 公聴会に関する問合せ先
千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び流山市まちづくり推進部都市計画課(電話〇四(七一五〇)六〇八七)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 開催の日時及び場所

- 1 日時

令和八年一月三十一日 午後二時三十分から

- 2 場所

松戸市役所議会議棟三階特別委員会室(松戸市根本三八七番地の五)

- 二 作成しようとする都市計画の案の種類

松戸都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)、同法第七条第一項に規定する区域区分並びに同法第七条の二第一項第一号に規定する都市再開発の方針に関する都市計画

- 三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び市街地整備課並びに松戸市街づくり部都市計画課及び街づくり課

- 2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

- 四 公述の申出の方法及び期限等

- 1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、松戸市街づくり部都市計画課(郵便番号二七一八五八八 松戸市根本三八七番地の五)又は街づくり課(郵便番号二七一〇〇七二 松戸市竹ヶ花一三六番地の二)まで提出する。なお、当該案に係る

意見の要旨は、八百字以内とする。

- 2 申出期限
令和七年十二月二十六日

- 3 公聴会に関する問合せ先
千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び市街地整備課(電話〇四三(二二三)三五四一)並びに松戸市街づくり部都市計画課(電話〇四七(三六六)七三七二)及び街づくり課(電話〇四七(三六六)七三七六)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 開催の日時及び場所

- 1 日時

令和八年一月十七日 午後二時三十分から

- 2 場所

柏市役所分庁舎二 二階第一会議室及び第二会議室(柏市柏二五五番地の二)

- 二 作成しようとする都市計画の案の種類

柏都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)、同法第七条第一項に規定する区域区分並びに同法第七条の二第一項第一号に規定する都市再開発の方針に関する都市計画

- 三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び市街地整備課並びに柏市都市部都市計画課及び中心市街地整備課

- 2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

- 四 公述の申出の方法及び期限等

- 1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、柏市都市部都市計画課又は中心市街地整備課(郵便番号二七七一八五〇五 柏市柏五丁目一〇番一号)まで提出する。

なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び市街地整備課(電話〇四三(二二三)三五四一)並びに柏市都市部都市計画課(電話〇四(七一六七)一一四四)及び中心市街地整備課(電話〇四(七一六七)二三五四)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月三十一日 午前十時から

2 場所

我孫子市役所議会棟一階第一委員会室(我孫子市我孫子一、八五八番地)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

我孫子都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び我孫子市都市部都市計画課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、我孫子市都市部都市計画課(郵便番号二七〇一一九二 我孫子市我孫子一、八五八番地)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び我孫子市都市部都市計画課(電話〇四(七一八五)一五二九)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月二十四日 午後二時三十分から

2 場所

鎌ヶ谷市役所地下一階団体研修室(鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目六番一号)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

鎌ヶ谷都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び鎌ヶ谷市都市建設部都市計画課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、鎌ヶ谷市都市建設部都市計画課(郵便番号二七三〇一九五 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目六番一号)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び鎌ヶ谷市都市建設部都市計画課(電話〇四七(四四五)一四二二)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月十八日 午前十時から

2 場所

浦安市文化会館三階第一会議室（浦安市猫実一丁目一番二号）

二 作成しようとする都市計画の案の種類

浦安都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び浦安市都市政策部都市計画課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、浦安市都市政策部都市計画課（郵便番号二七九―八五〇一 浦安市猫実一丁目一番一号）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び浦安市都市政策部都市計画課（電話〇四七（三五一）一一一一）

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月十八日 午後二時三十分から

2 場所

市川市役所第一庁舎五階第一委員会室（市川市八幡一丁目一番一号）

二 作成しようとする都市計画の案の種類

市川都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）、同法第七条第一項に規定する区域区分並びに同法第七条の二第一項第一号に規定する都市再開発の方針に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び市街地整備課並びに市川市街づくり部街づくり計画課及び街づくり整備課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、市川市街づくり部街づくり計画課又は街づくり整備課（郵便番号二七二―八五〇一 市川市南八幡二丁目二〇番二号）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び市街地整備課（電話〇四三（二二三）三五四一）並びに市川市街づくり部街づくり計画課（電話〇四七（七一一）六三二三）及び街づくり整備課（電話〇四七（七一一）六三二七）

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月十八日 午後二時から

2 場所

船橋市役所本庁舎十一階大会議室(船橋市湊町二丁目一〇番二五号)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

船橋都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)、同法第七条第一項に規定する区域区分並びに同法第七条の二第一項第一号に規定する都市再開発の方針に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び市街地整備課並びに船橋市建設局都市計画部都市計画課及び都市整備部都市整備課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、船橋市建設局都市計画部都市計画課又は都市整備部都市整備課(郵便番号二七三―八五〇一 船橋市湊町二丁目一〇番二五号)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び市街地整備課(電話〇四三(二二三)三五四一)並びに船橋市建設局都市計画部都市計画課(電話〇四七(四三六)二五二四)及び都市整備部都市整備課(電話〇四七(四三六)二五三五)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月二十四日 午前十時から

2 場所

習志野市役所三階大会議室(習志野市鷺沼二丁目一番一号)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

習志野都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)、同法第七条第一項に規定する区域区分並びに同法第七条の二第一項第一号に規定する都市再開発の方針に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び市街地整備課並びに習志野市都市環境部都市計画課及び都市再生整備室都市再生課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、習志野市都市環境部都市計画課又は都市再生整備室都市再生課(郵便番号二七五―八六〇一 習志野市鷺沼二丁目一番一号)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び市街地整備課(電話〇四三(二二三)三五四一)並びに習志野市都市環境部都市計画課(電話〇四七(四五三)九二五六)及び都市再生整備室都市再生課(電話〇四七(四五三)七三七四)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月十七日 午後二時三十分から

2 場所

八千代市役所別館二階第一会議室及び第二会議室(八千代市大和田新田三一二番地の五)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

八千代都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び八千代市都市整備部都市計画課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、八千代市都市整備部都市計画課(郵便番号二七六―八五〇―一 八千代市大和田新田三一二番地の五)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び八千代市都市整備部都市計画課(電話〇四七(四八三)一一五一)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月二十五日 午後二時三十分から

2 場所

白井市文化会館中ホール(白井市復一、一四八番地の八)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

印西市都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課並びに印西市都市建設部都市計画課及び白井市都市建設部都市計画課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、印西市都市建設部都市計画課(郵便番号二七〇―一三九六 印西市大森二、三六四番地二)又は白井市都市建設部都市計画課(郵便番号二七〇―一四九二 白井市復一、一二三番地)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)並びに印西市都市建設部都市計画課(電話〇四七六(三三三)四六五三)及び白井市都市建設部都市計画課(電話〇四七(四〇一)四六八二)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年二月一日 午後一時三十分から

千葉県知事 熊谷 俊 人

2 場所

成田市役所六階中会議室(成田市花崎町七六〇番地)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

成田都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)、同法第七条第一項に規定する区域区分並びに同法第七条の二第一項第一号に規定する都市再開発の方針に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び市街地整備課並びに成田市都市部都市計画課及び市街地整備課並びに富里市都市建設部都市計画課並びに印旛郡栄町都市建設課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、成田市都市部都市計画課若しくは市街地整備課(郵便番号二八六―八五八五 成田市花崎町七六〇番地)若しくは富里市都市建設部都市計画課(郵便番号二八六―〇二九二 富里市七栄六五二番地一)又は印旛郡栄町都市建設課(郵便番号二七〇―一五九二 印旛郡栄町安食台一丁目二番)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び市街地整備課(電話〇四三(二二三)三五四一)並びに成田市都市部都市計画課(電話〇四七六(二〇)一五六〇)及び市街地整備課(電話〇四七六(二〇)一五六一)並びに富里市都市建設部都市計画課(電話〇四七六(九三)五一四七)並びに印旛郡栄町都市建設課(電話〇四七六(三三)七七一九)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月二十五日 午前十時から

2 場所

佐倉市役所議会議棟二階第三委員会室(佐倉市海隣寺町九七番地)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

佐倉都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課並びに佐倉市都市部都市計画課及び印旛郡酒々井町まちづくり課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、佐倉市都市部都市計画課(郵便番号二八五―八五〇一 佐倉市海隣寺町九七番地)又は印旛郡酒々井町まちづくり課(郵便番号二八五―八五二〇 印旛郡酒々井町中央台四丁目一番地)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)並びに佐倉市都市部都市計画課(電話〇四三(四八四)六一六三)及び印旛郡酒々井町まちづくり課(電話〇四三(三八二)二三四二)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。
令和七年十二月十二日

<p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和八年一月十七日 午前十時から</p> <p>2 場所</p> <p>四街道市役所本庁舎本館一号棟四階第一委員会室及び第二委員会室(四街道市鹿渡無番地)</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>四街道都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び四街道市都市部都市計画課</p> <p>2 縦覧期間</p> <p>令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、四街道市都市部都市計画課(郵便番号二八四―八五五 四街道市鹿渡無番地)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び四街道市都市部都市計画課(電話〇四三(四二二)六一四一)</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和八年一月二十四日 午前十時から</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>令和八年二月七日 午後二時三十分から</p> <p>2 場所</p> <p>市原市役所第二庁舎三階二三〇五A会議室(市原市国分寺台中央一丁目一番地一)</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>市原都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)、同法第七条第一項に規定する区域区分並びに同法第七条の二第一項第一号に規定する都市再開発の方針に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び市街地整備課並びに市原市都市部都市計画課</p> <p>2 縦覧期間</p> <p>令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、市原市都市部都市計画課(郵便番号二九〇―八五〇一 市原市国分寺台中央一丁目一番地一)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び市街地整備課(電話〇四三(二二三)三五四一)並びに市原市都市部都市計画課(電話〇四三六(二三)九八三八)</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>

<p>2 場所 袖ヶ浦市役所南庁舎二階そでふれば(市民協働会議室)(袖ヶ浦市坂戸市場一番地)</p> <p>一) 二 作成しようとする都市計画の案の種類 袖ヶ浦都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び袖ヶ浦市都市建設部都市計画課</p> <p>2 縦覧期間 令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法 作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、袖ヶ浦市都市建設部都市計画課(郵便番号二九九一〇二九二 袖ヶ浦市坂戸市場一番地一)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限 令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び袖ヶ浦市都市建設部都市計画課(電話〇四三八(六二)三五一四)</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>一 開催の日時及び場所 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>1 日時 令和八年一月二十四日 午後二時三十分から</p> <p>2 場所 木更津市役所朝日庁舎会議室二一六(木更津市朝日三丁目八番一号)</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p>	<p>木更津都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課並びに木更津市都市整備部都市政策課及び君津市建設部建設計画課</p> <p>2 縦覧期間 令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法 作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、木更津市都市整備部都市政策課(郵便番号二九二一八五〇一 木更津市朝日三丁目一〇番一九号)又は君津市建設部建設計画課(郵便番号二九九一〇一九二 君津市久保二丁目一三番一号)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限 令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)並びに木更津市都市整備部都市政策課(電話〇四三八(二三)八四六六)及び君津市建設部建設計画課(電話〇四三九(五六)一二六一)</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>一 開催の日時及び場所 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>1 日時 令和八年二月一日 午前十時から</p> <p>2 場所 君津市役所五階大会議室(君津市久保二丁目一三番一号)</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>君津都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備</p>
--	--

備、開発及び保全の方針（内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び君津市建設部建設計画課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、君津市建設部建設計画課（郵便番号二九九一―一九二 君津市久保二丁目一三番一号）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び君津市建設部建設計画課（電話〇四三九（五六）一二六一）

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年二月一日 午後一時三十分から

2 場所

富津市役所五階五〇二会議室及び五〇三会議室（富津市下飯野二、四四三番地）

二 作成しようとする都市計画の案の種類

富津都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び富津市建設部都市政策課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、富津市建設部都市政策課（郵便番号二九三―八五〇六 富津市下飯野二、四四三番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び富津市建設部都市政策課（電話〇四三九（八〇）一三二七）

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年二月七日 午前十時から

2 場所

大網白里市中部コミュニティセンター二階視聴覚室（大網白里市柿餅二六番地一）

二 作成しようとする都市計画の案の種類

大網白里都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び大網白里市都市整備課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

<p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、大網白里市都市整備課（郵便番号二九九―三二九二 大網白里市大網一―五番地二）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び大網白里市都市整備課（電話〇四七五（七〇）〇三六四）</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和八年二月一日 午後三時から</p> <p>2 場所</p> <p>富津市役所五階五〇二会議室及び五〇三会議室（富津市下飯野二、四四三番地）</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>大佐和都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び富津市建設経済部都市政策課</p> <p>2 縦覧期間</p> <p>令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、富津市建設経済部都市政策課（郵便番号二九三―八五〇六 富津市下飯野二、四四三番地）まで提出する。なお、当該</p>	<p>案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び富津市建設経済部都市政策課（電話〇四三九（八〇）一三一七）</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和八年二月一日 午後三時から</p> <p>2 場所</p> <p>成田市役所六階中会議室（成田市花崎町七六〇番地）</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>下総大栄都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び成田市都市部都市計画課</p> <p>2 縦覧期間</p> <p>令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、成田市都市部都市計画課（郵便番号二八六―八八八五 成田市花崎町七六〇番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先</p>
--	--

千葉県国土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び成田市都市部都市計画課(電話〇四七六(二〇)一五六〇)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月十七日 午前十時から

2 場所

香取市役所五階大会議室(香取市佐原口二、一二七番地)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

香取都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県国土整備部都市整備局都市計画課及び香取市建設水道部都市整備課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、香取市建設水道部都市整備課(郵便番号二八七―八五〇一 香取市佐原口二、一二七番地)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県国土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び香取市建設水道部都市整備課(電話〇四七八(五〇)一二一四)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会

の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年二月七日 午前十時から

2 場所

香取郡東庄町役場一階会議室二(香取郡東庄町笹川い四、七一三番地一三一)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

東庄都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県国土整備部都市整備局都市計画課及び香取郡東庄町まちづくり課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、香取郡東庄町まちづくり課(郵便番号二八九―〇六九二 香取郡東庄町笹川い四、七一三番地一三一)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県国土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び香取郡東庄町まちづくり課(電話〇四七八(八六)六〇七八)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

<p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時 令和八年二月七日 午後二時三十分から</p> <p>2 場所 香取郡多古町役場三階大会議室(香取郡多古町多古五八四番地)</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>多古都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び香取郡多古町空港まちづくり課</p> <p>2 縦覧期間 令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法 作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、香取郡多古町空港まちづくり課(郵便番号二八九―二二九二 香取郡多古町多古五八四番地)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限 令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び香取郡多古町空港まちづくり課(電話〇四七九(七六)五四〇八)</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時 令和八年一月十七日 午後二時三十分から</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>二 場所 銚子市勤労コミュニティセンター(銚子市若宮町一番地の一)</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>銚子都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び銚子市都市整備課都市整備室</p> <p>2 縦覧期間 令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法 作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、銚子市都市整備課都市整備室(郵便番号二八八―八六〇一 銚子市若宮町一番地の一)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限 令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び銚子市都市整備課都市整備室(電話〇四七九(二四)八九四五)</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時 令和八年一月十八日 午前十時から</p> <p>2 場所 匝瑳市民ふれあいセンター二階第三会議室(匝瑳市八日市場ハ七九三番地三五)</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>八日市場都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の</p>
--	--

整備、開発及び保全の方針（香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び匝瑳市都市整備課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、匝瑳市都市整備課（郵便番号二八九―二一九八 匝瑳市八日市場ハセ九三番地二）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び匝瑳市都市整備課（電話〇四七九（七三）〇〇九一）

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月二十五日 午前十時から

2 場所

旭市役所一階市民ホール（旭市ニの二、一三二番地）

二 作成しようとする都市計画の案の種類

旭都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び旭市都市整備課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、旭市都市整備課（郵便番号二八九―二五九五 旭市ニの二、一三二番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び旭市都市整備課（電話〇四七九（六二）五三五五）

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年二月七日 午前十時から

2 場所

八街市総合保健福祉センター三階大会議室（八街市八街ほ三五番地二九）

二 作成しようとする都市計画の案の種類

八街都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び八街市建設部都市計画課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

<p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、八街市建設部都市計画課（郵便番号二八九一―一九二 八街市八街ほ三五番地二九）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び八街市建設部都市計画課（電話〇四三（四四三）一四三〇）</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和八年一月二十四日 午前十時から</p> <p>2 場所</p> <p>山武郡芝山町役場南庁舎一階研修室一及び研修室二（山武郡芝山町小池九九二番地）</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>芝山都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び山武郡芝山町企画空港政策課</p> <p>2 縦覧期間</p> <p>令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、山武郡芝山町企画空港政策課（郵</p>	<p>便番号二八九一―一九二 山武郡芝山町小池九九二番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び山武郡芝山町企画空港政策課（電話〇四七九（七七）三九〇九）</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和八年一月十八日 午後二時三十分から</p> <p>2 場所</p> <p>横芝光町町民会館一階大ホール（山武郡横芝光町宮川一一、九〇七番地二）</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>横芝光都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び山武郡横芝光町未来づくり課</p> <p>2 縦覧期間</p> <p>令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、山武郡横芝光町未来づくり課（郵便番号二八九一―一七九三 山武郡横芝光町宮川一一、九〇二番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p>
--	---

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び山武郡横芝光町未来づくり課(電話〇四七九(八五)五二二五)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月二十五日 午後二時三十分から

2 場所

山武市役所本庁舎新館三階第五会議室(山武市殿台二九六番地)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

さんむ都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び山武市建設環境部都市整備課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、山武市建設環境部都市整備課(郵便番号二八九一―一三九二 山武市殿台二九六番地)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び山武市建設環境部都市整備課(電話〇四七五(八〇)一一九一)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年二月七日 午後二時三十分から

2 場所

東金中央コミュニケーションセンター講堂(東金市東岩崎一番地二〇)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

東金都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び東金市都市建設部都市整備課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、東金市都市建設部都市整備課(郵便番号二八三―八五一― 東金市東岩崎一番地一)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び東金市都市建設部都市整備課(電話〇四七五(五〇)一一五四)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

<p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時 令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>九十九里都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画</p>	<p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時 令和八年二月八日 午前十時から</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>茂原都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第二項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画</p>
<p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>1 日時 令和八年二月八日 午後二時三十分から</p> <p>長生郡長南町役場庁舎二階第一会議室（長生郡長南町長南二、一一〇番地）</p>	<p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び山武郡九十九里町まちづくり課</p> <p>2 縦覧期間 令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法 作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、山武郡九十九里町まちづくり課（郵便番号二八三〇一九五 山武郡九十九里町片貝四、〇九九番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限 令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び山武郡九十九里町まちづくり課（電話〇四七五（七〇）三一五六）</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び山武郡九十九里町まちづくり課</p> <p>2 縦覧期間 令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法 作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、茂原市都市建設部都市計画課（郵便番号二九七七八五一一 茂原市道表一番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限 令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び茂原市都市建設部都市計画課（電話〇四七五（二〇）一五四六）</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び山武郡九十九里町まちづくり課</p> <p>2 縦覧期間 令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法 作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、茂原市都市建設部都市計画課（郵便番号二九七七八五一一 茂原市道表一番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限 令和七年十二月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び茂原市都市建設部都市計画課（電話〇四七五（二〇）一五四六）</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>

長南都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び長生郡長南町建設課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、長生郡長南町建設課（郵便番号二九七―〇一九二 長生郡長南町長南二、一一〇番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び長生郡長南町建設課（電話〇四七五（四六）三三九四）

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月二十五日 午後二時三十分から

2 場所

長生郡白子町役場二階第三会議室（長生郡白子町関五、〇七四番地の二）

二 作成しようとする都市計画の案の種類

白子都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び長生郡白子町建設課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、長生郡白子町建設課（郵便番号二九九―四二九二 長生郡白子町関五、〇七四番地の二）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び長生郡白子町建設課（電話〇四七五（三三）二二一六）

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年二月八日 午前十時から

2 場所

長生村交流センター講堂（長生郡長生村岩沼八七四番地一）

二 作成しようとする都市計画の案の種類

長生都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び長生郡長生村まちづくり課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

<p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、長生郡長生村まちづくり課(郵便番号二九九―四三九四 長生郡長生村本郷一番地七七)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p> <p>公聴会に関する問合せ先</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び長生郡長生村まちづくり課(電話〇四七五(三二)二一一六)</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和八年二月八日 午後二時三十分から</p> <p>2 場所</p> <p>一宮町中央公民館一階大会議室(長生郡一宮町一宮二、四六〇番地)</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>一宮都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び長生郡一宮町都市環境課</p> <p>縦覧期間</p> <p>令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、長生郡一宮町都市環境課(郵便番</p>	<p>号二九九―四三九六 長生郡一宮町一宮二、四五七番地)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p> <p>公聴会に関する問合せ先</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び長生郡一宮町都市環境課(電話〇四七五(四二)一四三〇)</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和八年二月一日 午前十時から</p> <p>2 場所</p> <p>いすみ市役所大原庁舎三階三〇一会議室(いすみ市大原七、四〇〇番地一)</p> <p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>いすみ都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及びいすみ市都市整備課</p> <p>縦覧期間</p> <p>令和七年十二月十二日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、いすみ市都市整備課(郵便番号二九八―八五〇一 いすみ市大原七、四〇〇番地一)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p>
--	---

3 公聴会に関する問合せ先
 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及びいすみ市都市整備課(電話〇四七〇(六二)一二〇四)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年二月一日 午後二時三十分から

2 場所

夷隅郡御宿町役場二階大会議室(夷隅郡御宿町須賀一、五二二番地)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

御宿都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び夷隅郡御宿町建設環境課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、夷隅郡御宿町建設環境課(郵便番号二九九一五一九二 夷隅郡御宿町須賀一、五二二番地)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び夷隅郡御宿町建設環境課(電話〇四七〇(六八)六六九三)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和七年十二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和八年一月三十一日 午前十時から

2 場所

勝浦市役所四階四〇一会議室(勝浦市新官一、三四三番地の一)

二 作成しようとする都市計画の案の種類

勝浦都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び勝浦市都市建設課

2 縦覧期間

令和七年十二月十二日から二十六日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、勝浦市都市建設課(郵便番号二九九一五二九二 勝浦市新官一、三四三番地の一)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和七年十二月二十六日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び勝浦市都市建設課(電話〇四七〇(七三)六六二七)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

<p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>鴨川市役所四階大会議室（鴨川市横渚一、四五〇番地）</p>	<p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び鴨川市建設経済部都市建設課</p> <p>2 縦覧期間</p> <p>令和七年十二月十二日から二十六日まで</p>	<p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、鴨川市建設経済部都市建設課（郵便番号二九六―八六〇一 鴨川市横渚一、四五〇番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p>	<p>3 公聴会に関する問合せ先</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び鴨川市建設経済部都市建設課（電話〇四（七〇九三）七八三五）</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和八年一月三十一日 午後一時三十分から</p> <p>場所</p> <p>鴨川市役所四階大会議室（鴨川市横渚一、四五〇番地）</p>	<p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>鴨川市役所四階大会議室（鴨川市横渚一、四五〇番地）</p>	<p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び鴨川市建設経済部都市建設課</p> <p>2 縦覧期間</p> <p>令和七年十二月十二日から二十六日まで</p>	<p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、鴨川市建設経済部都市建設課（郵便番号二九六―八六〇一 鴨川市横渚一、四五〇番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p>
<p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>館山市役所本館二階会議室（館山市北条一、一四五番地の一）</p>	<p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和八年一月三十一日 午前十時から</p> <p>場所</p> <p>館山市役所本館二階会議室（館山市北条一、一四五番地の一）</p>	<p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>館山市役所本館二階会議室（館山市北条一、一四五番地の一）</p>	<p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び鴨川市建設経済部都市建設課</p> <p>2 縦覧期間</p> <p>令和七年十二月十二日から二十六日まで</p>	<p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法</p> <p>作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、鴨川市建設経済部都市建設課（郵便番号二九六―八六〇一 鴨川市横渚一、四五〇番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限</p> <p>令和七年十二月二十六日</p>	<p>3 公聴会に関する問合せ先</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び鴨川市建設経済部都市建設課（電話〇四（七〇九三）七八三五）</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の開催</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。</p> <p>令和七年十二月十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 開催の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和八年一月三十一日 午後三時から</p> <p>場所</p> <p>鴨川市役所四階大会議室（鴨川市横渚一、四五〇番地）</p>	<p>二 作成しようとする都市計画の案の種類</p> <p>天津小湊都市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画</p>	<p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び鴨川市建設経済部都市建設課</p> <p>2 縦覧期間</p> <p>令和七年十二月十二日から二十六日まで</p>

<p>館山市計画区域に係る都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画</p> <p>三 作成しようとする都市計画の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び館山市建設環境部都市計画課</p> <p>2 縦覧期間 令和7年12月12日から二十六日まで</p> <p>四 公述の申出の方法及び期限等</p> <p>1 公述の申出の方法 作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、館山市建設環境部都市計画課（郵便番号二九四一八六〇一 館山市北条一、一四五番地の一）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p> <p>2 申出期限 令和7年12月二十六日</p> <p>3 公聴会に関する問合せ先 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二二三）三三三六）及び館山市建設環境部都市計画課（電話〇四七〇（二二二）三六四〇）</p>	<p>(1) 購入等件名及び数量 生化学自動分析装置 三式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期限 令和8年3月31日</p> <p>(4) 履行場所 千葉県美浜区豊砂6番1 千葉県総合救急災害医療センター 千葉県緑区辺田町579番地の1 千葉県こども病院</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p>
<p>土地区画整理組合の退任した理事の氏名及び住所 土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、四街道市鹿渡南部土地区画整理組合から次のとおり退任した理事の氏名及び住所の届出があった。</p> <p>令和7年12月12日 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>海保 英利 四街道市鹿渡五〇三番地一</p>	<p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8665 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県病院局経営管理課経営企画戦略室 電話043（223）3967</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和7年12月12日から令和8年1月6日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和8年1月28日午後5時 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和8年1月28日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和8年1月29日午後1時30分 千葉県庁南庁舎8階南</p>
<p>この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。</p> <p>入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和7年12月12日 千葉県病院局長 山崎 晋一朗</p> <p>1 入札に付する事項</p>	

<p>院局会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県病院局財務規程(平成16年千葉県病院局管理規程第22号。以下「財務規程」という。)第135条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 財務規程第126条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県病院局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和8年1月6日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和8年1月6日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県病院局長が判断した入札者であって、財務規程第140条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p>	<p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Automated Biochemical Analyzer (3sets)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 28 January, 2026</p> <p>(3) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Chiba Prefectural Hospital's Bureau, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8665 Japan TEL 043-223-3967</p>
---	--

購読料

本号

一部

八四円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先